

2010年10月1日現在

『デュアルカレンシー・デポジット』商品説明書
(通貨交換特約付ストラクチャード預金)
(本書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

- ・『デュアルカレンシー・デポジット』（通貨交換特約付ストラクチャード預金）（以下「本預金」）は、設定為替レート適用日の実勢外国為替レートによっては、元金が、満期日の実勢外国為替レートではなく設定為替レートで代替通貨に転換されて償還される場合がある預金です。
- ・中途解約は原則としてお取り扱いしておりません。当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合、当行所定の計算方式を使用して算出した損害金をただちにお支払い頂く場合があります。その結果、受取利息がゼロとなるだけでなく、元本が毀損しての中途解約となる可能性があります。
- ・代替通貨で償還された直後に償還日の実勢外国為替レートで預入通貨へ転換すると、預入通貨建てでは当初の預入額を下回る可能性があります。

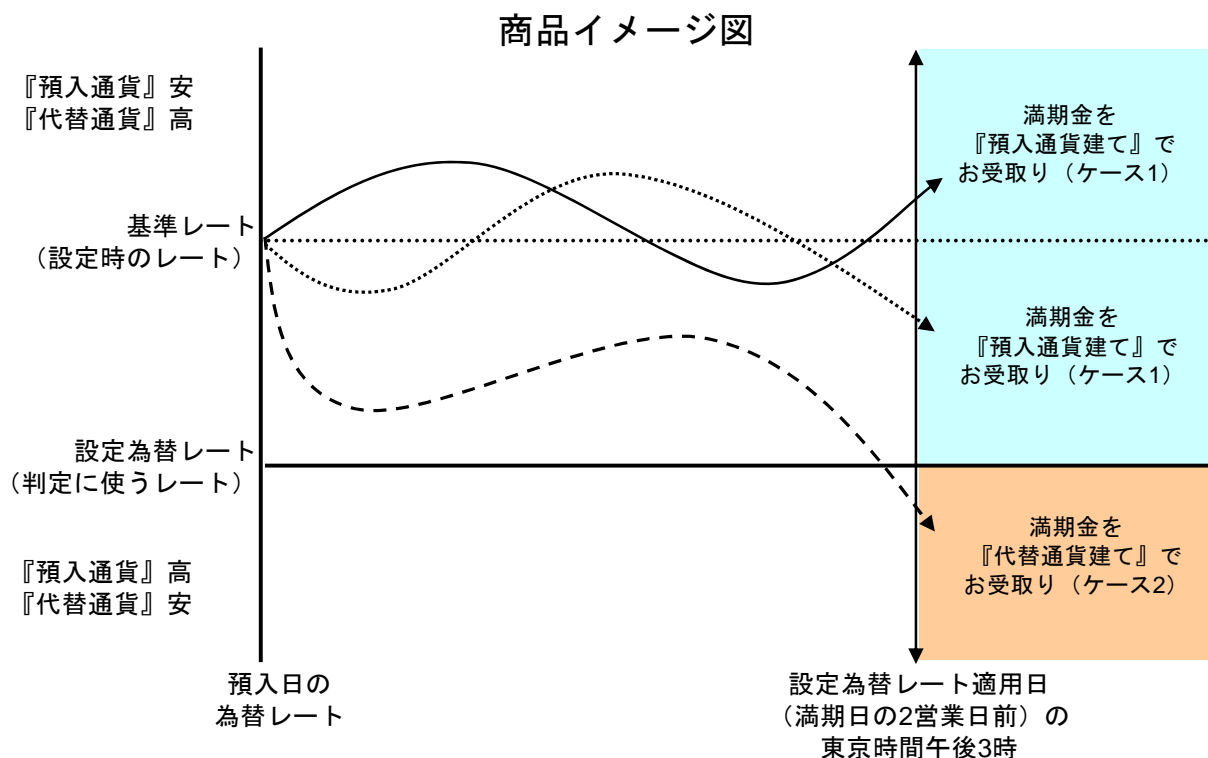
- ・代替通貨で償還された元金を預入通貨へ転換する際は当行所定の為替手数料（7ページ参照）を含んだ為替レートでの転換となります。（転換が外貨から外貨の場合は、いったん円貨を経由しての転換となるため代替通貨および預入通貨、双方の為替手数料が必要となります。）このため為替変動がなかった場合でも預入通貨ベースで元本割れとなる場合があります。
- ・設定為替レート適用日の実勢外国為替レートによっては、元金が満期日に設定為替レートで代替通貨に転換されて償還されます。満期時の実勢外国為替レートではありませんのでご注意ください。通常この場合、設定為替レート適用日の実勢レートに比べるとお客様にとって不利な条件での転換となります。
- ・元金が預入通貨で償還された場合、償還日の実勢外国為替レートが預入時より預入通貨安代替通貨高になっていたとしても、預入通貨安メリットを享受できません。

【商号・住所】

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(本書において「当行」)
東京都中央区日本橋3丁目11番1号 HSBC ビルディング TEL0120-777-369

1. 商品概要

- * 本預金はお預かりする通貨と満期時にお支払いする通貨が異なる場合がある特約付ストラクチャード預金です。下記条件により満期時のお支払い通貨が決定されます。お預け入れ通貨を「預入通貨」、条件によって満期時にお支払いする通貨を「代替通貨」とします。



ケース 1 (通貨変更がない場合)

設定為替レート適用日 (預金満期日の 2 営業日前) の東京時間午後 3 時の実勢外国為替レートが、予めお客様にご選択頂く「設定為替レート」より「預入通貨安」であった場合は、「預入通貨」のまま元本及びお利息をお支払いします。

ケース 2 (通貨変更がある場合)

設定為替レート適用日 (預金満期日 2 営業日前) の東京時間午後 3 時の実勢外国為替レートが、予めお客様にご選択頂く「設定為替レート」より「預入通貨高」又は同値であった場合は、満期日の実勢外国為替レートではなく、「設定為替レート」で代替通貨に転換して元本をお支払い致します。この場合、満期日以降に預入通貨に転換し、税引後利息を合算しても、為替相場によっては当初の預入額を下回る可能性があります。なお、お利息については預入通貨建てでお支払い致します。

2. 商品内容

1) 商品名

デュアルカレンシー・デポジット (通貨交換特約付ストラクチャード預金)

2) ご利用いただける方

当行に口座をお持ちの個人のお客様

3) お取り扱い通貨 (預入通貨)

以下の 9 通貨を預入通貨として選択頂けます。

日本円 (JPY)、ユーロ (EUR)、ポンド (GBP)、オーストラリアドル (AUD)、
 ニュージーランドドル (NZD)、アメリカドル (USD)、スイスフラン (CHF)、
 カナダドル (CAD)、香港ドル (HKD)

- 4) 預入期間
最短1週間～最長1年程度の間で、ご自由に設定頂けます。満期日自動解約のみのお取り扱いとなります。
- 5) 代替通貨
以下の9通貨を代替通貨として選択頂けます。
JPY, EUR, GBP, AUD, NZD, USD, CHF, CAD, HKD
※USDとHKDを預入通貨/代替通貨の組み合わせとすることはできません。
- 6) 預入金額
最低預入金額 80万円以上、預入通貨が外貨の場合はUSD7,500相当額以上。
- 7) 預入単位
1補助通貨単位
- 8) 預入方法
一括預入。なお、外貨現金から本預金へ直接お預入はできません。
- 9) お取り扱い時間等
平日の午前9時から午後3時までご利用頂けます。
ただし、市場環境の変化等により、当行の判断で本預金のお取り扱いを中止することがあります。
- 10) 設定為替レート
満期時受取通貨を決定する基準となる預入通貨と代替通貨間の為替レートであり、かつ代替通貨で元金を受け取る場合の換算レートです。お取引日の預入通貨と代替通貨との間の実勢外国為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で決定されるものとし、お客様はお申し込み時において、設定為替レートの水準を選択頂けます。詳細は、窓口または担当者にご確認ください。
- 11) 設定為替レート判定
原則として設定為替レート適用日（本預金の満期日の2営業日前）の東京時間午後3時における預入通貨と代替通貨との間の実勢外国為替レートをもとに、当行がお客様の満期時受取元金の通貨を、預入通貨または代替通貨のいずれかにするかに付き判定します。
設定為替レート適用日の実勢外国為替レートが設定為替レートよりも預入通貨高または同値であると当行が判断した場合には、満期時受取元金の通貨は代替通貨となります。一方、設定為替レート適用日の実勢外国為替レートが設定為替レートよりも預入通貨安であると当行が判断した場合には、満期時受取元金の通貨は預入通貨となります。
例外的に、預入通貨と代替通貨の組み合わせがアメリカドルとカナダドルである場合は、満期日1営業日前の東京時間午後3時の時点での実勢外国為替レートにより元本の償還通貨が決定されます。
- 12) 元金の払い戻し方法
満期日以降に一括して払い戻します。
 - a) 設定為替レート判定により満期時受取通貨が預入通貨となった場合、元金はおお客様の預入通貨建普通預金口座へ入金することにより支払います。
 - b) 設定為替レート判定により満期時受取通貨が代替通貨となった場合は、元金を設定為替レートにて代替通貨に交換の上、お客様の代替通貨建普通預金へ入金することにより支払います。
※ 外貨から外貨に交換することとなった場合は、預入通貨を一旦円貨に交換した上で、その円貨を代替通貨に交換しますので、端数処理により少数点第2位に差がでることがあります。
- 13) 為替変動についてのご注意
相場動向によっては為替差損が生じ、満期時受取預入通貨額（満期時払戻額を満期時の為替レートにより預入通貨へ換算した価額）が預入時払込預入通貨額を下回り、元本割れが生じる可能性があります。
- 14) 適用金利
預入時の約定利率を満期日まで適用します。
- 15) 利払方法
お客様の預入通貨建普通預金口座へ入金することにより、満期日に一括して支払います。

16) 利息計算方法

付利単位を預入通貨の1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算。

17) 満期時のお取り扱い

満期日自動解約のみのお取り扱いです。

18) 税金

利息額の20%（国税15%、地方税5%）の利子所得税が源泉分離課税されます。

19) 手数料等

本預金の作成に関わる手数料はありませんが、代替通貨で償還された元金を預入通貨へ転換する際は当行所定の為替手数料を含んだ為替レート(外貨を円貨に戻す場合はTTBレート)での転換となります。なお、転換が外貨から外貨の場合は、いったん円貨を経由しての転換となるため代替通貨および預入通貨、双方の為替手数料が必要となります。詳細は後述の外国為替手数料一覧表をご覧ください。

また、外貨建て送金には別途送金手数料が発生します。一回あたりの送金手数料は最大で4,000円です。詳細につきましては担当者までご照会下さい。

20) 付加することのできる特約事項

ございません。

21) 中途解約のお取り扱い

原則として中途解約（満期前の解約）はお取り扱いしておりません。当行がやむを得ないと認めて中途解約する場合、当行所定の計算方式を使用して算出した損害金をただちにお支払い頂く場合があります。その結果、受取利息がゼロとなるだけでなく、元本が毀損しての中途解約となる可能性があります。具体的な金額については都度、窓口または担当者にご確認ください。

22) 中途解約損害金の考え方

a) 中途解約の損害金とは、当行が金融市場（外国為替市場、資金市場、通貨オプション市場等）において本預金及び本預金に内包されるデリバティブ取引を解約することにより当行に発生した実際の損害金・費用のことを指します。

b) したがって、本預金約定時に解約時の損害金額は確定しません。市場の状況により変動します。

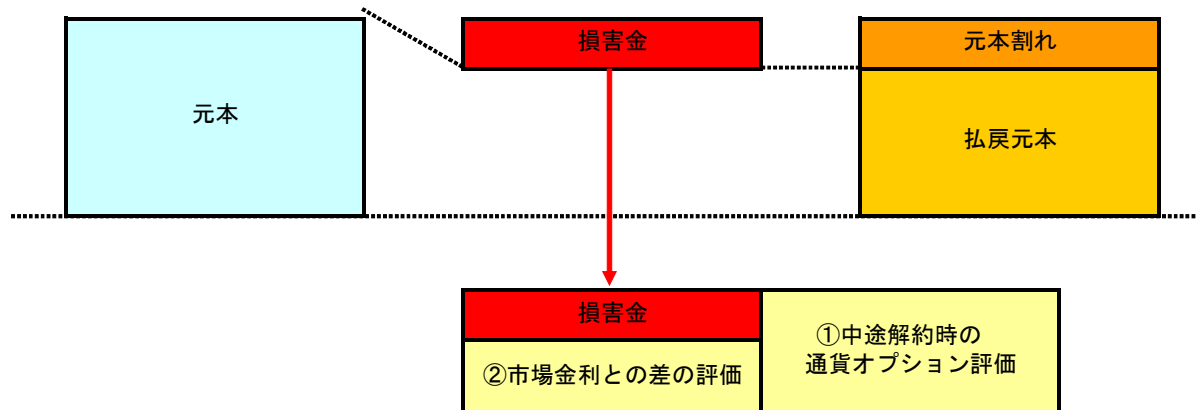
c) この損害金は中途解約時の通貨オプションの価値、金利水準、満期までの日数等を主な要素として市場の状況により変動します。

d) 市場が全く変動しない場合でも、元本の2-6%程度の解約コストが発生する場合があります。（金額、期間等の諸条件により異なります。）

e) 具体的な金額については都度、窓口または担当者にご確認ください。

中途解約時の払戻元本に関して

中途換金時の損害金イメージ図



一般的に、為替レートが預入通貨高になればなるほど、お預け入れからの経過期間が短いほど、損害金は高くなる関係にあります。

- 23) お問い合わせ先
東京都中央区日本橋 3 丁目 11 番 1 号 HSBC ビルディング TEL0120-777-369
- 24) 預金の譲渡制限
本預金の譲渡はできません。
- 25) 預金保険制度
本預金は預金保険の対象外です。
- 26) 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体
ありません。
- 27) 当行が契約している指定紛争解決機関
全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772
- 28) 金利情報
金利については、上記 23) 記載のお問い合わせ先に対してお問い合わせ下さい。

3.ご留意点

- 1) 税務上のお取り扱いについてはお客様ご自身で税理士等の専門家にご確認ください。
- 2) 市場環境等により、当行の判断でお取り扱いを中止する場合があります。
- 3) お取引に際しては、商品内容（経済効果、リスク等）を十分理解した上で、お客様ご自身の判断でお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

4.お申し込み条件の具体例

具体例としてお示した数値はこの預金の仕組みをご理解いただくために、例示したものであり、実際のご契約条件とは異なります。ご契約時には、『リスク確認書兼お申込書』の内容を必ずご確認ください。

預金お申し込み日（預金設定日） 2007年11月19日

預入通貨 JPY

代替通貨 USD

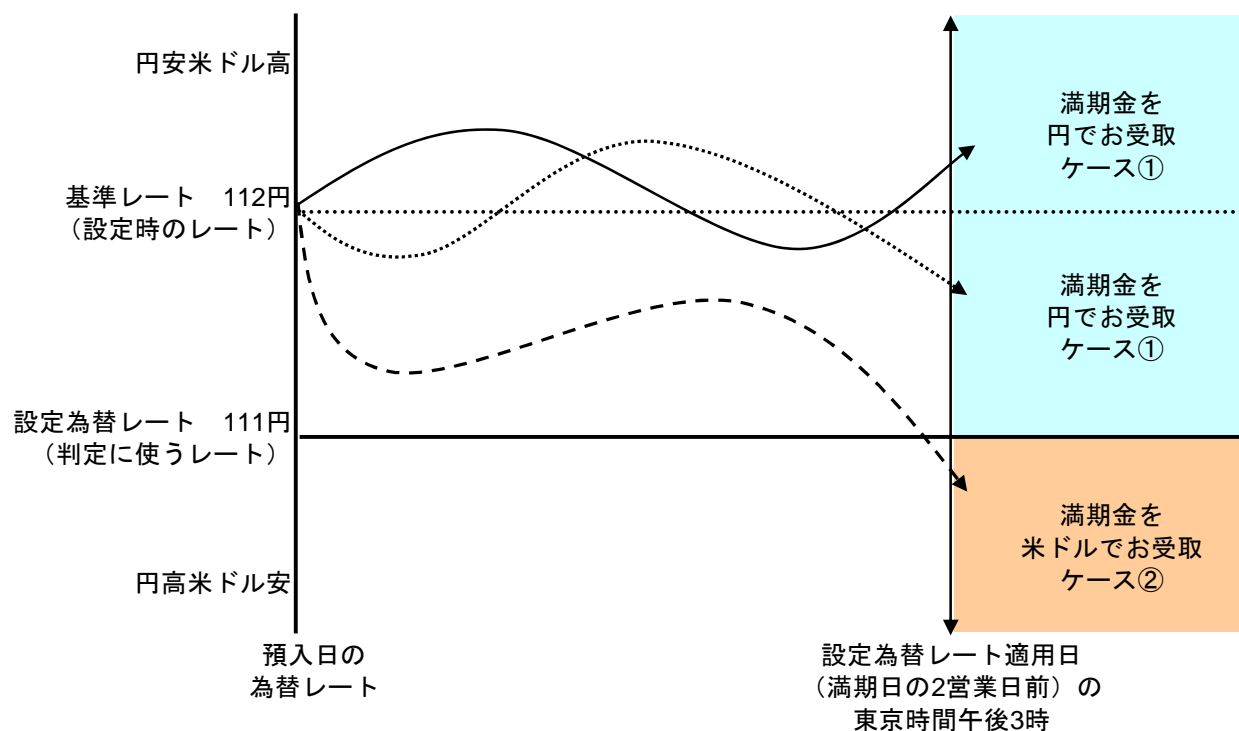
満期日 2007年12月19日

預入期間 30日

設定為替レート適用日 2007年12月17日（満期日の2営業日前）

デュアルカレンシー・デポジットお取引条件例

預入通貨	円
代替通貨	米ドル
預入金額	10,000,000円
預入期間	30日
預入日	2007年11月19日
設定為替レート適用日	2007年12月17日
満期日	2007年12月19日
基準レート	1米ドル=112円
設定為替レート	1米ドル=111円
預金利率（税引前・年率）	8.60%
預金利率（税引後・年率）	6.88%



預け入れ元本が 1,000 万円の場合、

ケース①

満期時お受取通貨が「日本円」の場合

⇒設定為替レート適用日の東京時間午後 3 時の実勢外国為替レートが、設定為替レートより円安であると当行が判断した場合

受取利息（税引前）70,685 円、（税引後 56,549 円）

受取元利金合計（税引後）10,056,549 円

（元金と税引後利息は、満期日に日本円で円普通預金口座に入金されます）

ケース②

満期時お受取通貨が「米ドル」の場合

⇒設定為替レート適用日の東京時間午後 3 時の実勢外国為替レートが、設定為替レートと同値または円高であると当行が判断した場合

受取利息（税引前）70,685 円、（税引後 56,549 円）

元金 USD90,090.09

受取元利金合計（税引後）元金 USD90,090.09 と受取利息 56,549 円。

*元金は、満期日に円から代替通貨（米ドル）に、満期日の実勢外国為替レートではなく設定為替レートで交換され、代替通貨普通預金に入金されます。

上記具体例の為替レート、利率などは一例であり、実際のお取引条件とは異なります。

外国為替手数料一覧表

（単位：円 1通貨あたり）

通貨	片道	往復
USD アメリカドル	1.00	2.00
EUR ユーロ	1.20	2.40
GBP イギリスポンド	4.00	8.00
AUD オーストラリアドル	2.00	4.00
NZD ニュージーランドドル	2.00	4.00
CHF スイスフラン	0.80	1.60
CAD カナダドル	1.60	3.20
HKD 香港ドル	0.30	0.60

お取引金額によっては為替手数料を減免させていただくことがあります。